

大分県報

令和八年
号外（五七）
七月二十四日

（金曜日）

目次

人事委員会規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正……………一
職員の退職管理に関する規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月二十四日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「除く。」及び「勤勉手当」の下に「又は住居手当」を加え、「住居手当及び配偶者手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当」に改め、同条第四項中「の外務公務員給与法の規定により支給される」を「に規定する在外」に改め、同条第八項を削る。

附則第二項中「、同条第八項中「第一項及び前二項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えられた第一項又は前二項」と」を削る。

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関

の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」を削り、「から所在国勤務の」を「から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する」に、「外務公務員給与法」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月二十四日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十八号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四号中「第二十八条第三項第一号括弧書」を「第二十八条第三項第一号」に、「同法第八十六条第二項に規定する」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の退職管理に関する規則第二十五条第四号の規定は、この規則の施行の日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

令和八年七月二十四日

大分県報号外（人事委規則）